

## 知的財産基本法の施行状況に対する意見書

2006年1月18日  
日本弁護士連合会

当連合会は、2002年11月に公布された知的財産基本法（以下「本基本法」という。）の運用状況について、当連合会の取組状況を報告するとともに、法律実務家の立場から下記のとおり意見を述べる。

### 第1 当連合会の取組み

当連合会では、以下のとおり、本基本法に定める各条文の理念を実現するため、特に、人材育成と、具体的なユーザーのニーズに応えるための体制整備に尽力してきた。

#### 1 知的財産に強い弁護士の育成について

本基本法でも、知財に関する専門知識を有する人材の確保の必要性が訴えられている（本基本法第22条）。

当連合会は、弁護士が、単に訴訟を担当するのみならず、国民の知財全般に関しても、広く知財の創造・保護・活用等の法整備や権利の実現に関与していくべき責務を有しており、眞の知財立国を築くためには、全国に知財の専門知識を有する弁護士が存在し、関係各所と連携することが不可欠であるとの理解の元で、知財専門弁護士の育成に注力している。

具体的には、2003年以降3年にわたり、東京及び大阪で知的財産法研修会を開催し、下記のとおり多数の意欲ある弁護士が履修した。なお、詳細な講義内容は別紙を参照されたい。

#### 第1回知的財産法研修会（2003年夏季）

(a) 東京会場受講者数合計	751名
受講証明書交付	646名
(b) 大阪会場受講者数合計	428名
受講証明書交付	349名
(c) 東京・大阪合計受講者数	1179名
受講証明書交付	995名

#### 第2回知的財産法研修会（2004年春季）

(a) 東京会場受講者数合計	988名
受講証明書交付	707名
(b) 大阪会場受講者数合計	504名
受講証明書交付	325名

(c) 東京・大阪合計受講者数	1492名
受講証明書交付	1032名

### 第3回知的財産法研修会（2004年夏季）

(a) 東京会場受講者数合計	506名
受講証明書交付	367名
(b) 大阪会場受講者数合計	299名
受講証明書交付	167名
(c) 東京・大阪合計受講者数	805名
受講証明書交付	534名

### 第1回から第3回までの知的財産法研修会を通じての受講者数等

3回を通じてののべ受講者数	3476名
全24講座を受講した受講者数	208名

受講証明書交付対象者とは、予定された8講義を全て受講し、かつ全ての講義において出席票を提出した受講者のこと。

3回の知的財産法研修会を終了した後も、弁護士を対象とする知的財産研修を継続しており、2005年11月に全国にライブ中継をし、特別研修会を行った。その際の受講者数は854名であり、うち694名が各地でのライブ中継による研修を受講した。

他に、法改正が行われた場合には適宜研修会を開催するなど、弁護士が知財に関する知識を共有するために様々な機会を提供している。

次に、当連合会は、日弁連法務研究財団と連携し、同財団主催の知的財産専門研修会を、東京、大阪で実施した。

大阪では、立命館大学大学院法務研究科（法科大学院）との共催で、2005年2月から4月まで合計15コマの特別専門研修を実施し、約30名が受講した。

また東京でも、2005年5月から9月まで合計15コマの特別専門研修を2クラスに分けて実施し、約60名が受講した。

来年度以降も同様の研修を継続する予定である。

なお、当研修会は、の研修に比して更に専門的な知的財産法研修会である。

東京三会、大阪、名古屋、横浜等の各弁護士会では、知的財産に関する委員会や研究会を設置し、活発に研修活動を行っている。

さらに、大学、大学院及び法科大学院と連携をとり、継続的に、弁護士が当

該各大学の講義の受講ができ、かつ、それを弁護士会の研修として認定する制度を構築するための取組みを行っている。その他の大学・大学院に対しても引き続き協議の上、同様な制度を順次構築し、弁護士が専門知識を習得する機会を広く保障していく所存である。

今後、新たに生じてくるであろう各種要望に対しては、それぞれ対応した知的財産法研修会を速やかに実施する。

以上のように、当連合会は、知財に関する研修会を実施して専門弁護士の育成に努めている。

## 2 知的財産権に精通した弁護士に対するユーザーのニーズへの対応について

当連合会所属会員は、各地の経済団体や大学の講演会で講師を務めている。

また、多くの当連合会所属会員が各地の大学、法科大学院（又は大学院）で知財に関する実務家教員として講座を受け持つなど、外部団体との連携も強化しているところである。

更に、当連合会は、産学連携における、大学、T L O、地方公共団体等の要望に応えるため、2年連続して産学官連携推進会議の場で無料法律相談を開催した。

今般法律が成立した「日本司法支援センター」との連携等を含めて、各地方における法律相談の実施その他の仕組み作りを進める予定である。

しかしながら、各地・各方面の弁護士に対する要望は多様であり、上記対応によっても、残念ながら十分に要望を満たしているとは言い難い。このため、当連合会としては、後記弁護士知財ネットと連携して、知財に強い弁護士に関する情報提供をするなど、今後とも多様なユーザーのニーズに応えていく所存である。

## 3 弁護士知財ネットの設立

上記のような、当連合会の知財専門弁護士の育成・活用についての活動を通して、2005年4月に「弁護士知財ネット」が設立された。

同ネットには、全国の約1200名の弁護士が参加しており、知財専門弁護士の養成や関係各所との連携に大きな役割を果たしている。

当連合会からも、同ネットが各地で開催している研修会に講師を派遣するなど同ネットの活動に積極的に協力しているところである。

## 第2 本基本法各条項の実施状況について

以下に、各条文が定める施策についての実施状況等について当連合会の意見及び要望を述べる。

### 1 地方公共団体の責務（第6条）

本条は、地方公共団体に対して、知財の創造、保護及び活用に関し、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を定める。

この趣旨を実現するために、昨今地域における知財戦略の策定の取組みが活発化していることも看過することはできない。例えば、独自の知財戦略を策定した都道府県は、北海道、秋田県、東京都、愛知県、大阪府、島根県、福岡県等があり、さらに、現在策定中もしくは、今後策定予定の府県は15地域に上るようである。

また、各地域にある大学と地域の企業等との産学連携の動きが非常に活発化していることも、地域における取り組みを考える上で極めて重要であると考える。

これらの試みを効果的なものとするためにも、当該地域の知財に精通した弁護士が、当該地域の大学や研究所、又はベンチャーをはじめとする企業及び地方公共団体等と連携をして、日常的に知財の創造・活用及び保護等の施策を講じることが不可欠である。

そのために、弁護士知財ネット等が中心となって各地の知財に精通した弁護士の養成を行っており、当連合会としてもこの活動に協力していく所存である。また、今後、地方公共団体等には、同ネットと各関係団体が緊密に連携が取れるよう、各関係機関の情報を提供する等の施策を講じることを希望する。

### 2 競争促進への配慮（第10条）

本条は、知財の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、公正かつ自由な競争の促進が図られる必要があると定める。

そもそも、知財立国スローガンのもとでの知財強化の目的は、産業の振興であり、独占禁止法のそれと基本的には異なる。アメリカにおけるプロ・パテントは、常に独占禁止政策とのバランスの上に成り立ってきたことを看過してはならないであろう。

したがって、知財改革においては、権利の強化、あるいは新しい制度・法律・組織を作ることにのみ注力するのではなく、それが真の意味での、国民全体のための公正な産業・文化の発展に資するのであるか否かの議論を十分に尽くすべきである。

しかしながら、例えば2004年に成立した改正著作権法が定める、日本版CD等の還流防止策（著作権法第113条第5項）等、一部の業界の意見に引きずられて、明らかに消費者の利益が害されるおそれのある改正も行われている。

同条項について、還流実態や国民への影響力について調査検討し、その条項の改廃等を再度検討すべきことはもちろんであるが、これ以外にも、知財を過度に

保護するあまり、公正な経済活動が阻害されるようなことがないよう、本条を尊重した法整備や運用が行われるべきである。

### 3 研究成果の移転の促進等（第13条）

大学等における知財の創造の推進、国の支援は極めて重要である。

特に、国立大学が独立行政法人化した今、大学の研究成果移転活動に対する弁護士の果たすべき役割の大きさは飛躍的に拡大したと考える。

当連合会としても、大学等に対するバックアップ体制の確立に全力を傾ける所存であるが、関係諸機関においては、今後、さらに当連合会あるいは弁護士知財ネットとの連携を強め、法的支援を強化することを求める。

### 4 権利の付与の迅速化等（第14条）

本条が定めるとおり、事業者が、知財を経営戦略として用いるためには、権利の付与が迅速に行われることが不可欠である。

しかしながら、そのために不十分な審査が行われるならば、権利の安定性を損ない、結果として知財が経営資産となりえなくなる危険がある。

昨今、特許権侵害訴訟等において、特許権等が無効と判断される事例が急増しており、権利付与手続の正確性に対して重大な疑義が呈されている。

今後は、権利付与の迅速性と正確性を両立するように人材の配置等について、なお改善すべきと考える。

### 5 訴訟手続の充実及び迅速化等（第15条）

裁判所の体制の更なる強化を求める

本条は、知財の保護に関して司法の果たすべき役割がより重要と指摘し、訴訟手続の一層の充実及び迅速化と裁判所の専門的な処理体制の整備等に必要な施策を講じることを定める。

2005年4月に設立された知的財産高等裁判所も、本条の理念に基づくものと考える。確かに、裁判所における専門処理体制が急速に整備され、調査官の権限拡大と増員、専門委員制度の導入などにより、専門的な事項についての審理が格段に充実してきた。

他方、訴訟の迅速化等を急ぐあまり、適正さが軽視されることが危惧されている。十分な主張立証の機会を与えられず、不十分な審理が行われている事件も散見されるのである。

したがって、今後は、適正さと迅速性が両立されるように、裁判所の専門処理体制を一層充実させることが必要である。

管轄の集中について

2003年改正民事訴訟法において、特許権等に関する訴訟の管轄の集中化が図られ、第一審の管轄裁判所が東京と大阪に限定され、更に控訴審について

は、知的財産高等裁判所（2004年4月までは東京高等裁判所）のみが管轄を有することになった。

このため、東京・大阪以外の地域の知財の保護が不十分となつたことは否定し得ない。裁判所の専門性を維持しつつ、地方における知財保護の充実を図るために更なる検討が必要である。

#### 日本知的財産仲裁センターの利用促進について

本条は、更に裁判外における紛争処理制度の拡充を図ることも求めている。

『日本知的財産仲裁センター』は、当連合会が、1998年から、日本弁理士会と共同運営している日本で唯一の知財専門の裁判外紛争処理機構である。

同仲裁センターは、経験が豊富な弁護士、弁理士や学識経験者が仲裁人候補者名簿に名を連ねており、専門知識に基づく紛争処理を非公開で行っている。

独立行政法人となり訴訟当事者になるリスクを負った大学や、訴訟手続を行うことを躊躇している中小企業などのために紛争解決の機会を提供したいと考えている。

今後、関係団体との連携などを通して同仲裁センターの利用が促進されることを希望する。

### 6 国内における権利侵害及び権利侵害品の輸入に対する措置（第16条第1項）

#### 権利侵害品の輸入差止手続について

##### 専門的機関の制度改善について

現在、財務省において関税定率法の改正案が議論されているが、同改正案は、現行の輸入差止申立手続及び輸入差止認定手続の枠組みを変更することなく、税関長の下に有識者会議を設け、必要があれば意見を求めるところにより、手続きの透明性・公平性を図る方針のようである。

しかしながら、同改正案では、輸入業者に対して、輸入差止申立手続が受理されて開始されたことを告知し、意見を述べる機会が法的に保障されておらず、当事者の手続保障が未だに不十分と言わなければならない。更に、有識者会議が税関長の下に設置されることについても問題が多い。

当連合会は、再三、この点について指摘してきたが、改めて下記のとおり、第三者機関としての専門機関の設立を求める。

(1) 輸入差止申立受理手続及び輸入差止認定手続において当事者双方に意見を述べる機会を与える、すくなくとも、申立人提出の疎明資料等の評価につき常設の法定の専門的機関の意見を求ることとする。

(2) 上記機関は、税関長の所管を離れた第三者機関とし、知財に専門的知識を有する法律実務家、学者などによって構成する。

#### 輸出・通過貨物の水際取締りについて

現在財務省において、特許法、意匠法、商標法、著作権法等（以下総称して「知的財産関連法」という。）の解釈により関税関係法令を改正すること

の可否、及び、「輸出」行為が他の法令で規制されていない物品についても関税関係法令で独自に取り締まることの可否が検討されている。

しかしながら、関税関係法令の規定のみによって「輸出」行為を水際で取り締まることは不可能であり、知財関連法の改正を先行すべきである。知財関連法の改正議論を通して、輸出による権利侵害の実態や国内市場に対する影響、外国法による権利侵害の調査方法等を検討し、本規定の要否について十分な議論が行われるべきである。

また、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の輸出許可手続との整合性を図る必要があることももちろんである。

#### 知的財産権侵害に係る刑罰を見直す

過去数年で知的財産法の刑事罰規定はかなり重罰化されてきているが、その効果の検証は十分に行われているとは言えない。

悪質な事案の撲滅の必要性は当然ではあるが、実際の知財関連事件には侵害の成否が微妙な事案も多い。刑事罰は国民の人権の制限に直接に関わる事柄なので、その改正問題については、かかる立法事実が存在するのか調査分析した上で慎重に検討されるべきである。

#### 捜査体制及び刑事司法の強化

適正な刑事处罚が行われるためには、警察官、検察官及び刑事裁判官に対する知財関連法の研修などが不可欠である。しかしながら、現在はこの点が十分に行われているとは言い難い。

権利者が侵害品を発見し、警察に告訴しても、担当官の理解が不十分であるために告訴が受理されないか、あるいは仮に受理されてもその後の捜査が著しく滞る事例が多い。

知財の保護を目的とする刑罰規定を適正に運用するためにも、今後、警察、検察、刑事裁判所の体制整備は不可欠である。

#### インターネットオークション対策について

インターネットオークション上で多発している偽ブランド品等の販売による権利侵害は深刻であるが、2004年6月から始まった、大手オークション事業者が自主的対策として行っている自主的パトロールによる権利侵害品の削除によって、侵害品の出品は著しく減ったとのことであり、関係者の努力には敬意を表する。

しかしながら、従前大手オークションサイトに出品されていた権利侵害品が、中小のオークションサイトに移行するおそれも残されており、現状は未だに楽観出来ない。

今後は、大手事業者の自主取組の一層の強化を求めるとともに、インターネットオークションサイト上の権利侵害品の取引きの実状を調査し、上記自主取

締りを行っていない事業者に対する対応も併せて検討されるべきと思慮する。

なお、インターネットオークション対策を検討する上では、知財の保護のみならず、消費者保護の観点を加味すべきことは言うまでもない。

## 7 国外における権利侵害に対する措置（第16条第2項）

### 海外における権利侵害品対策について

海外で行われる知的財産権侵害を発見した後、相手方を特定し、裁判に必要な証拠類を収集することは、一私企業にとって極めて困難である。

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対して、今年度から日本貿易振興機構（JETRO）等が調査費用の一部を助成するなどの支援策を開始したことは、当連合会としても積極的に評価しているところであるが、海外における知財侵害事件は後を絶たず、更なる諸策の実施が求められる。

例えば、知的財産推進計画の求める在外公館の積極的な役割を果たすために必要な知財保護対策費が予算請求されているかも、検証されるべきであろう。

また、知的財産推進計画に従い、2005年3月には全ての在外公館において知的財産担当官の指名が行われたと発表されているものの、複雑多岐にわたる知財侵害事件に対応する実効性の高い体制を整えるためには、知財専門弁護士をはじめとする専門人材の積極的登用等も検討されるべきであろう。

### 個人輸入について

当連合会が以前にも指摘したとおり、悪質な事案の撲滅は重要な課題であるが、その取締手法の不明確さが残れば一般の個人による私的利用が許されている知的財産法体系との整合性に根本的な齟齬が生じかねず、国民に難きを強いることになりかねない。

個人輸入等の取締りを検討する際には、まず権利侵害品の個人輸入の実態、国内市場に対する影響等を客観的かつ詳細に調査すべきである。

## 8 新分野における知的財産の保護等（第18条）

### 医療関係特許等について

医療関係特許等については、生命倫理や患者の治療を受ける権利などに十分配慮しつつ、研究開発が促進されるよう、法制度などの整備が行われることが望ましい。

### インターネット時代に対応した著作権法等の整備の必要性

最近のインターネットの普及は凄まじいが、インターネットを介してコンテンツを流通させる際には、現行著作権法等の規定が障害になる場合も多い。これらの規定を解決するために非常な努力を要するために、結果としてコンテンツがインターネット上で流通しないという事例も多く認められる。

更に、最近では、テレビで放映された番組を、インターネットで配信するという試みも始められているが、現行法の規定が現状と乖離しているために、事

業化には様々な困難が生じている。

現行法には、これからインターネット時代に適応し得ない点があり、早急にこれらの問題点を改正することを求める。

## 9 事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備（第19条）

企業が経営破綻した際の知的財産権ライセンス保護

知的財産権に関するライセンスの安定化を図るためにには、ライセンサー企業が経営破綻した時のライセンシーの保護が必要である。

この点について、当連合会は、既に2003年2月21日付「倒産時におけるライセンシー保護に関する意見書」において指摘したところである。

この点、2005年1月に施行された改正破産法が、ライセンサー企業が破産した際のライセンシーの保護を定めており、迅速な法改正が行われたことに敬意を表する。

しかしながら、「知的財産推進計画2005」にも言及されているとおり、破産時以外にライセンサー企業が知財を第三者へ譲渡した場合やライセンシーが特許の通常実施権について未登録の場合等におけるライセンシー保護については未解決であり、この点についての現状調査と、制度整備を行うことを求めること。

中小企業における知財の活用について

本条第2項において、中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮が求められており、これに基づいて、2005年4月に中小企業庁は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（案）を発表したが、未だに十分な施策がなされているとは言い得ない。

中小企業が、知財を利用した経営を実施するためには、知財に精通した弁護士の関与が不可欠であるが、同基本方針案では、この視点が不十分である。

すなわち、中小企業の経営改革のために積極的に弁護士を登用すべきであり、また異業種間の連携を強めるためのプロジェクトマネージャーとしても、弁護士の積極的登用は欠かせない。

したがって、中小企業のための弁護士紹介制度、それに伴う費用の負担軽減措置などの制度が構築されるべきである。

更に、現行の知的財産法制度には、資金・人材ともに限られている中小企業にとって利用し難い点が多く、これが、中小企業が知財を有効に活用し得ない一要因となっていると指摘されているところである。

中小企業が有する知財の活用を促すために、特許出願手続きの簡略化など、中小企業の実情と要請に応じた、知的財産法制度の整備を行うよう検討るべきである。

## 10 人材の確保等（第22条）

知的財産法に精通した弁護士の育成について

「第1 当連合会の取組み」で紹介したとおり、当連合会としては、知財に精通した弁護士の育成について積極的に取り組んでおり、今後とも当連合会の重要な任務であると考えている。

しかしながら、多様な知財政策を推進するために弁護士が果たすべき役割が重要かつ多岐にわたることに鑑み、当連合会、あるいは弁護士知財ネットによる育成だけでなく、大学、企業等と連携して総合的な知識を身につけた知財弁護士の育成を図るべきであると考える。

特に、教育機関である大学・大学院・ロースクールに対しては、知財関連講座を更に充実させていくとともに、かような講座の受講を通じて専門知識を習得する機会が広く確保されるように希望する。

また、より高度かつ実践的な知識・経験を身につけられるような専門的な教育制度・機関の構築についても、大学院等の教育機関の協力が欠かせない。当連合会としては、引き続き、人材育成について各方面と積極的に協力する所存である。

知的財産法に精通した法律実務家の育成について

「5 訴訟手続の充実及び迅速化等」において指摘したとおり、裁判所の知財に関する更なる体制整備は不可欠であり、知財に精通した裁判官等の育成が急務である。

また、「6 捜査体制及び刑事司法の強化」で指摘したとおり、知財保護を徹底するために、適切な刑罰権の発動を行うためには、警察、検察及び刑事裁判官に対して知財の研修を行うことは喫緊の課題と言わなければならない。

知的財産法に精通した法律実務家の要請に向けて、関係各所が協力しながら取り組むことを強く求める。

なお、従前から当連合会が主張しているとおり、付記弁理士に対する単独代理権の付与は、その必要性が認められない。

知財関連訴訟の円滑な実施は、異なる役割を有する弁護士と弁理士が、連携・協力することによってこそ実現されるのであるが、付記弁理士への単独代理権の付与はこれに逆行するものであり、到底認められない。

以上

## 日本弁護士連合会知的財産法研修日程(2003年)

東京会場(弁護士会館2階クレオ)

	8月3日(日)	8月4日(月)	8月5日(火)
10:00   11:45		特許庁における手続と最近の制度改正の動向 講師 特許庁担当官を予定	不正競争防止法と営業秘密の保護 講師 松尾和子 弁護士
昼食			
13:00 13:05   14:45	開会の挨拶  知的財産権保護の世界的動向とわが国の対応 講師 中山信弘 教授 (東京大学)	特許侵害訴訟の問題点 講師 尾崎英男 弁護士	著作権保護についての最近の動向と問題点 講師 伊藤 真 弁護士
休憩			
15:00   16:45	特許侵害訴訟概説  講師 尾崎英男 弁護士	商標権侵害訴訟の問題点 講師 光石俊郎 弁護士	裁判所から見た知的財産訴訟の審理 講師 飯村 敏明 (東京地方裁判所29部裁判長)
17:00 			閉会の挨拶

## 日本弁護士連合会知的財産法研修日程（2003年）

大阪商工会議所

	10月16日(木)	10月17日(金)	10月18日(土)
10:00   11:45	知的財産権保護の世界的動向 と我国の対応 江口順一教授 (帝塚山大学教授・大阪大学名誉教授)	特許侵害訴訟(2) (損害賠償請求) 滝井朋子弁護士	商標権侵害訴訟 山上和則弁護士
昼食			
1:00   2:45	特許庁における手続と最近の 制度改正の動向 森次顯氏 (特許庁特許審査第一部審査官<自然 資源>)	不正競争防止法関係訴訟 牛田利治弁護士	裁判所から見た知的財産訴訟 の審理 小松一雄判事 (大阪地裁第21民事部総括判事)
休憩			
3:00   4:45	特許侵害訴訟(1) (差止請求) 村林隆一弁護士	著作権関係訴訟 小松陽一郎弁護士	

## 日本弁護士連合会 第2回知的財産法研修会日程（2004年）

東京会場

第1次日程	3月10日(水)	3月11日(木)	3月12日(金)
第2次日程	4月1日(木)	4月2日(金)	4月3日(土)
10:00 10:05  	開会の挨拶  受任から出訴まで	並行輸入	コンピュータープログラムと 知的財産権
11:45	講師 飯田 秀郷 弁護士	講師 片山 英二 弁護士	講師 水谷 直樹 弁護士
昼食			
13:00    14:45	出訴にあたっての注意点 (訴状の書き方と要件事実)  講師 美勢 克彦 弁護士	職務発明  講師 安田 有三 弁護士	ライセンス契約の注意点  講師 福田 親男 弁護士
休憩			閉会の挨拶
15:00    16:45	侵害と言われた場合の 対応策 (答弁書の書き方と抗弁)  講師 高橋 隆二 弁護士	民法709条による 知的財産権保護  講師 菊池 武 弁護士	
17:00			

日本弁護士連合会 第2回知的財産法研修日程 (2004年) 大阪会場(大阪商工会議所7,8階)

	4月7日(水)	4月8日(木)	4月9日(金)
10:00   11:45		侵害と言われた場合の 対応策 (答弁書の書き方と抗弁) 講師 内田 敏彦 弁護士	民法709条等による 知的財産権保護 講師 滝井 朋子 弁護士
昼食			
13:00   14:45	開会の挨拶  受任から出訴まで 講師 牛田 利治 弁護士	並行輸入  講師 小松 陽一郎 弁護士	コンピュータープログラムと 知的財産権  講師 松村 信夫 弁護士
休憩			
15:00   16:45	出訴にあたっての注意点 (訴状の書き方と要件事実) 講師 三山 峻司 弁護士	ライセンス契約の注意点  講師 山上 和則 弁護士	職務発明  講師 村林 隆一 弁護士
17:00			閉会の挨拶

日本弁護士連合会 第3回知的財産法研修会日程（東京会場）（2004年）

第1次 第2次	7月22日(木) 8月5日(木)	7月23日(金) 8月6日(金)	7月24日(土) 8月7日(土)
10:00  11:45		判例解説 知的財産権のない 知的財産の保護  講師 吉原 省三 弁護士	判例解説 判例から見た 商標権の諸問題  講師 光石 俊郎 弁護士
昼食			
13:00  14:45	開会の挨拶  周知・著名表示、 商品形態等の保護  講師 名越 秀夫 弁護士	判例解説 最近の裁判例から見た 著作権紛争  講師 伊藤 真 弁護士	侵害事件と無効審判  講師 牧野 利秋 弁護士
休憩			
15:00  16:45	意匠権侵害訴訟の実務  講師 清永 利亮 弁護士	関税定率法と水際対策 ～水際対策の現状及び 将来の動向と代理人業務～  講師 飯田 圭 弁護士	-1 弁理士から見た弁護士 知的財産事件に関連して 講師 幸田 全弘 弁理士 (日本弁理士会研修所 所長)  -2 知的財産事件について 弁護士に何を望むか 講師 阿部 一正 氏 (新日本製鐵株式会社参与知的財産部長)
17:00			閉会の挨拶

日本弁護士連合会 第3回知的財産法研修日程（大阪会場）（2004年）

日程	9月16日(木)	9月17日(金)	9月18日(土)
10:00   11:45		判例解説 知的財産権のない 知的財産の保護  講師 滝井 朋子 弁護士	判例解説 判例から見た 商標権の諸問題  講師 山上 和則 弁護士
13:00   14:45	開会の挨拶  不正競争防止法上の 営業秘密の保護  講師 小松 陽一郎 弁護士	判例解説 最近の裁判例から見た 著作権紛争  講師 松村 信夫 弁護士	侵害事件と無効審判  講師 村林 隆一 弁護士
15:00   16:45	意匠権侵害訴訟の実務  講師 牛田 利治 弁護士	関税定率法と水際対策 ～水際対策の現状及び 将来の動向と代理人業務～  講師 諏訪 道弘 氏 神戸税関業務部知的財産調査官	-1 弁理士から見た弁護士 知財事件に関連して  講師 幸田 全弘 弁理士 日本弁理士会研修所 所長  -2 知的財産事件について 弁護士に何を望むか 講師 櫻木 茂 氏 松下電機産業株式会社 I P R オペレーションカンパニー ライセンスセンター渉外グループ グループマネージャー
17:00			閉会の挨拶

2005年度知的財産法研修（2005年11月22日）

特許法等の改正と侵害訴訟

時 間		テ - マ	講 師
1	10：00 ～ 11：50	特許権侵害と無効の抗弁 (特許法104条の3関係)	三木 浩太郎 弁護士 堀田 千津子 弁護士
昼 休 み			
2	13：00 ～ 14：50	秘密保持命令とその運用 (特許法105条の4, 5関係)	高部 真規子 判事 (東京地方裁判所)
3	15：00 ～ 16：50	特許品の修理及び交換 部品の供給と特許権侵害	岩坪 哲 弁護士